ブラックロック・BEST(為替ヘッジあり/年2回決算型)

*BESTとは、Bond (債券)、ETF (上場投資信託)、Select (厳選)、Trust (投信)のそれぞれの頭文字をとったものです。

追加型投信/内外/債券 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書) 2025年3月15日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

- 1. ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月14日に関東財務局長に提出しており、2025年3月15日にその届出の効力が生じております。
- 2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
- 3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名 ブラックロック・ジャパン株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 有田 浩之

本 店 の 所 在 の 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

有価証券届出書の写し 該当事項はありません。 を縦覧に供する場所

NM0325U-4317375-2/137

投資信託説明書(請求目論見書)

目 次

		只
第一部	証券情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二部	ファンド情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1	ファンドの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	ファンドの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	投資方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	投資リスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	手数料等及び税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
5	運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第2	管理及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1	申込(販売)手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2	換金(解約)手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3	資産管理等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
4	受益者の権利等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第3	ファンドの経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1	財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2	ファンドの現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第4	内国投資信託受益証券事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第三部	委託会社等の情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第1	委託会社等の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
1	委託会社等の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
2	事業の内容及び営業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
3	委託会社等の経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
4	利害関係人との取引制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
約款・・・		101

(注)本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

古

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

*BESTとは、Bond (債券)、ETF (上場投資信託)、Select (厳選)、Trust (投信)のそれぞれの頭文字をとったものです。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

(4)【発行(売出)価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

① 購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%(税抜1.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」」と、分配金が税引き後、無手数料で再 投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なりますので、 詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年3月15日から2025年9月12日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆ 投資信託振替制度とは、
 - ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① 「ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)」(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、円ベースでの安定的なインカム収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。 *BEST、Bond (債券)、ETF (上場投資信託)、Select (厳選)、Trust (投信)のそれぞれの頭文字をとったものです。
 - ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/内外/債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

<属性区分表>

为1工四刀 42 /				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	(フルヘッジ)
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回(隔月)	北米	ファンド・	なし
債券	年12回(毎月)	欧州	オブ・	
一般	日々	アジア	ファンズ	
公債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東		
不動産投信		(中東)		
その他資産		エマージング		
(投資信託証券				
(E T F · 債				
券))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ
投信の区分		従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による	内外	目論見書又は投資信託約款において、国内および海外の資産
区分		による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものを
		いう。
投資対象資産による	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる
区分		投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものを
		いう。

Ⅱ. 属性区分

投資対象資産による	その他資産(投資信	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券
属性区分	託証券(ETF・債	に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンド
	券))	は、投資信託証券(親投資信託)を通じて主として上場投資
		信託(ETF)または債券に投資する。
決算頻度による属性	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記
区分		載があるものをいう。
投資対象地域による	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収
属性区分	(日本を含む)	益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載がある
		ものをいう。
投資形態による属性	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファン
区分		ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資
		対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属	為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は
性区分	(フルヘッジ)	一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをい
		う。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対す
		るヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www. toushin. or. jp/)をご参照ください。

- ③ 信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
 - ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

1

先進国(日本を含む)の投資適格債券に投資します。

- ■先進国(日本を含む)の国債、政府機関債または社債*1等のうち、投資適格債券(BBBマイナス、 Baa3、それ以上の格付が付与されている債券、またはそれらと同等の信用度を有すると判断 される債券)に投資します。
- *1 新興国を除く先進国(日本を含む)の市場に流通するものをいいます。
- ■委託会社は、収益の源泉、クレジット・リスク、金利リスクおよび為替ヘッジ・コスト等を勘案した上で、より高い最終利回りの獲得を目指します。 また、委託会社の判断により、円建ての債券のみに投資する場合があります。
- ※最終利回りとは、債券を満期まで保有した場合の利率(クーボン)、換金価格(債還価格)および保有期間を勘察して年率で算出する収益率をさします。したがって、債券を一定期間保有した場合の投資収益をあらわすトータル・リターンとは異なります。
- 2 投資適格債券への投資は、原則、ブラックロック・グループが運用する 上場投資信託*2(以下「ETF」といいます。)を通じて行います。
- ■ブラックロック・グループが運用するETFであるiシェアーズETF*3を活用します。 多様な債券ETFラインアップの中からコストおよび流動性等を勘案し、投資するETFを選定し、 活用します。
- *2 上場投資信託(ETF)とは、Exchange Traded Fundsの略称で、世界各国の金融商品取引所に上場され、株式と同様に取引されている投資信託です。主に特定のインデックス等に運動することを目指して運用されています。*3 iシェアーズETFは、ブラックロックグループが運用するETF(上場投資信託)ブランドの名称です。
- ※円建ての債券に投資を行う場合は、ETFを通じてではなく直接円建ての債券に投資する場合があります。
- 3 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの 低減を図ることを基本とします。
- 4 ETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・グループの各拠点に委託します。

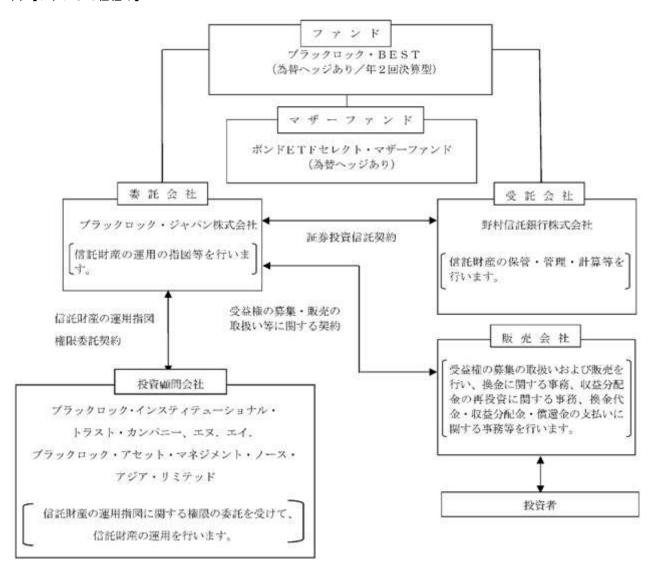
委託先(投資顧問会社)	委託先所在地		
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・ カンパニー、エヌ.エイ.	米国 サンフランシスコ市		
ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・ リミテッド	中華人民共和国 香港		

(2) 【ファンドの沿革】

2016年12月28日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に 関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

<委託会社の概況>

2024年12月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社
	(後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立
	1987年3月 証券投資顧問業者として登録
	1987年6月 投資一任業務認可を取得
	1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社
	(後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立
	1988年6月 証券投資顧問業者として登録
	1989年1月 投資一任業務認可を取得
	1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社
	(後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立
	1999年6月 証券投資顧問業者として登録
	1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、
	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、
	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① マザーファンドを通じて、先進国(日本を含む)の投資適格債券市場に投資を行います。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)を活用します。
- ② マザーファンドを通じて投資するETFは、当該ETFが組み入れる債券の最終利回り、収益の源泉、クレジット・リスクおよび金利リスクならびに為替ヘッジ・コスト、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託会社が選定し、また各ETFへの、投資割合を決定します。
- ③ 委託会社の判断により、マザーファンドの受益証券を通じて、円建ての債券のみに投資する場合があります。
- ④ 実質外貨建資産ついては、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド (BlackRock Asset Management North Asia Limited)にETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を 行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程に より管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、円ベースでの安定的なインカム収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

先進国(日本を含む)の投資適格債券に投資するブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券を投資 対象とします。なお、円建ての債券に投資する場合があります。

(2)投資態度

- ① 先進国(日本を含む)の投資適格債券市場に投資を行うブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券 (以下「ETF」といいます。)に投資します。
- ② 投資対象とするETFは、当該ETFが組み入れる債券の最終利回り、収益の源泉、クレジット・リスクおよび 金利リスクならびに為替ヘッジ・コスト、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託会社が選定し、投 資割合を決定します。
- ③ 委託会社の判断により、円建ての債券のみに投資する場合があります。
- ④ 外貨建資産ついては、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド (BlackRock Asset Management North Asia Limited)にETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 投資信託証券(上場証券投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資 法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
- c. 金銭債権 (a. および d. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- d. 約束手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」 といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証 巻
- 1. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に 係るものに限ります。)
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、1.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券および1.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するもの、およびn.のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし、関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働して、マルチアセット運用部(当ファンド担当:6名程度)が担当いたします。また、当ファンドおよびマザーファンドの運用は、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドにETF等への投資に係る運用の指図に関する権限の一部を委託し、モデル・ポートフォリオ・ソリューション(MPS)(当ファンド担当:5名程度)が担当いたします。

<運用プロセス>

【イメージ図】

運用目標の策定

価格変動リスク等を考慮しつつ、より高位の利回り(実勢為替ヘッジコスト・費用等 控除後)獲得を目指します。

投資対象ユニバース の決定

ETFの流動性、費用水準等を考慮の上、投資対象とするETFを絞り込み、投資ユニ パースを決定します。

ボートフォリオ構築

目標利回りを勘案し、リターン・リスク比の最適化を図ります。

- 投資資産のリターン、リスク、相関、利回りを予測
- ・実勢為替ヘッジ・コストを勘案

ダウンサイドリスクを考慮し、必要に応じ資産配分を調整します。

定期的なリバランス

市場環境に応じてリスク・リターン特性の見直しを行います。 売買コストを考慮し、定期的にリバランスを行います。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※運用プロセス等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約11.6兆米ドル*(約1,815兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよび オルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、 投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。 * 2024年12月末現在。(円換算レートは1米ドル=157.160円を使用)

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年2回の毎決算時(原則として6月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価 損益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額 について保証するものではありません。

② 収益の分配

- a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - (a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。)を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

- a. 支払時期と支払場所
 - (a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 自動けいぞく投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a. (a) に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

- ① ファンドの約款で定める投資制限
 - a. 投資する株式等の範囲
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等に おいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することが できるものとします。
 - b. 投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合*は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

- * 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。
- c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下 とします。

d. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e. 上場投資信託証券への投資制限

上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

f. 同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

g. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。

h. 投資する投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。) への投資制限 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資 産総額の5%以下とします。

i. 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a) の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引 所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を 行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引 所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の 取引を行うことの指図をすることができます。

k. スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

1. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸付の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超 えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額 面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資 信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n. 公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財 産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができ るものとします。
- (b) (a) の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に 占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替 ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

q. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て (換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に かかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する 有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価 証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券 等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の 売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ 指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、 資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

s. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託 財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの 収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあり ます。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 金利変動リスク

世界の債券に実質的に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

世界の債券に実質的に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク

円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行いますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。また、ヘッジ対象通貨の金利が円金利よりも高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

d. カントリー・リスク

世界の債券に実質的に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への 投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンド を守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に 影響を与えます。

また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

b. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

c. ファンドの繰上償還

ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

d. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取 引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・ 投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市 場の動向が不安定になった場合
 - ※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求 に制限がかかる場合があります。

f. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク (流動性リスクを含む) が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の 比較

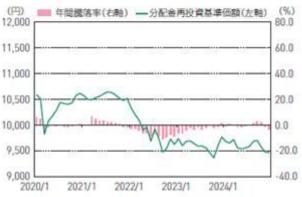
(2020年1月~2024年12月)



1.5

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準 価額の推移

(2020年1月~2024年12月)



- ※上記グラフは、過去5年間における年間騰落率(各月末における直近 1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な 資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引 前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準 価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の 1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

泰各資産クラスの指数

日本株····・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ペース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ペース)

日本国債····NOMURA-BPI国債

先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、海替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網難するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ペース) およびMSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ペース) は、MSCI Inc.が開発、計算した 株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ペース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数 (配当込み、円ペース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に 帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI関係は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を 表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村 フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、 NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%(税 抜1.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせく ださい。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www. blackrock. com/jp/

なお、購入時手数料には、消費税等相当額が含まれています。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

- 換金手数料
 ありません。
- ② 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬は、以下のa. とb. の合計額となります。

なお、「b. 投資する上場投資信託証券の運用管理費用」は、投資する上場投資信託証券およびその投資割合等により変動します。そのため、実質的な運用管理費用は、事前に料率、合計額等を表示する事はできません。

a. 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.297%(税抜0.27%)の率を乗じて得た額とします。 信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通 りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1375% (税抜0.125%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類 の作成等
販売会社	年0.1320% (税抜0.120%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

[※]委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

b. 投資する上場投資信託証券に係る運用管理費用

マザーファンドにおいて投資する上場投資信託証券においても運用管理費用が徴収されます。ただし、当該運用管理費用については、事前に料率、合計額等を表示する事はできません。

(ご参考)

2024年12月末現在での当ファンドの投資対象およびその投資割合に基づき算出した料率は年0.07%程度です。 ※上記は運用状況により変動します。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」 といいます。)は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。
- ③ 下記の諸費用(以下「諸費用」といいます。) および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託 財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 - 6. 公告に係る費用
 - 7. 他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11% (税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

- ④ 外貨建資産の保管等に要する費用*は、その都度、信託財産中より支弁します。 *海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ⑤ マザーファンドが投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途上場投資信託 証券から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該 投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
 - b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
 - d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 (特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」 については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。)
- ② 換金時および償還時の課税について
 - a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

- ④ 個人、法人の課税の取扱いについて
 - a. 個人の投資者に対する課税
 - (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含む)、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含む)、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含む)、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間(2024年6月18日から2024年12月16日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率 (①+②)	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
0.48%	0. 36%	0.12%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率 (原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。
- ※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- ※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2024年12月末現在のものです。

「ブラックロック・BEST(為替ヘッジあり/年2回決算型)」

(1)【投資状況】

資	資産の種類		投資比率(%)	
親投資信託受益証券		4, 695, 229, 491	100. 01	
内 日本		4, 695, 229, 491	100. 01	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△632, 487	△0.01	
純資産総額		4, 694, 597, 004	100.00	

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ボンドETFセレクト・ マザーファンド(為替へ ッジあり)	日本	親投資信託 受益証券	4, 827, 503, 076	0.9722	4, 693, 298, 503	0. 9726	4, 695, 229, 491	100.01

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年12月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純	資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2017年6月15日)	19, 274, 444, 450	19, 369, 343, 757	1. 0155	1. 0205
第2期(2017年12月15日)	15, 514, 762, 776	15, 591, 432, 026	1.0118	1. 0168
第3期(2018年6月15日)	15, 971, 766, 103	(同左)	0. 9944	(同左)
第4期(2018年12月17日)	13, 897, 643, 304	(同左)	0. 9838	(同左)
第5期(2019年6月17日)	11, 441, 268, 206	11, 520, 579, 285	1.0098	1. 0168
第6期(2019年12月16日)	10, 684, 245, 296	10, 819, 579, 871	1. 0263	1. 0393
第7期(2020年6月15日)	10, 029, 614, 970	(同左)	0. 9963	(同左)
第8期(2020年12月15日)	9, 057, 435, 108	9, 146, 481, 681	1.0172	1. 0272
第9期(2021年6月15日)	8, 574, 042, 274	8, 616, 319, 975	1. 0140	1. 0190
第10期(2021年12月15日)	8, 129, 207, 461	8, 137, 300, 581	1. 0045	1. 0055
第11期(2022年6月15日)	5, 962, 681, 271	(同左)	0. 9221	(同左)
第12期(2022年12月15日)	5, 830, 052, 348	(同左)	0. 9357	(同左)
第13期(2023年6月15日)	5, 154, 010, 082	(同左)	0. 9179	(同左)
第14期(2023年12月15日)	4, 985, 749, 301	(同左)	0. 9284	(同左)
第15期(2024年6月17日)	4, 851, 003, 577	(同左)	0. 9195	(同左)
第16期(2024年12月16日)	4, 698, 966, 920	(同左)	0. 9054	(同左)
2023年12月末現在	5, 000, 740, 036	_	0. 9344	_
2024年1月末現在	4, 953, 980, 406	_	0. 9261	_
2024年2月末現在	4, 928, 818, 662	_	0. 9231	_
2024年3月末現在	4, 952, 174, 639	_	0. 9297	_
2024年4月末現在	4, 827, 940, 272	_	0. 9140	_
2024年5月末現在	4, 815, 808, 575	_	0. 9123	_
2024年6月末現在	4, 811, 625, 527	_	0. 9141	
2024年7月末現在	4, 802, 553, 873	_	0. 9165	
2024年8月末現在	4, 851, 334, 258	_	0. 9260	_
2024年9月末現在	4, 860, 710, 572	_	0. 9280	_
2024年10月末現在	4, 797, 082, 826	_	0. 9160	_
2024年11月末現在	4, 744, 696, 746	_	0. 9067	_
2024年12月末現在	4, 694, 597, 004	_	0. 9056	

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0050
第2期	0.0050
第3期	_
第4期	_
第5期	0.0070
第6期	0.0130
第7期	_
第8期	0.0100
第9期	0.0050
第10期	0.0010
第11期	_
第12期	_
第13期	-
第14期	-
第15期	-
第16期	_

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	2. 1
第2期	0.1
第3期	△1.7
第4期	△1.1
第5期	3. 4
第6期	2. 9
第7期	△2.9
第8期	3. 1
第9期	0. 2
第10期	△0.8
第11期	△8. 2
第12期	1.5
第13期	△1.9
第14期	1. 1
第15期	△1.0
第16期	△1.5

⁽注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。 なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	27, 537, 400, 380	8, 557, 538, 928	18, 979, 861, 452
第2期	621, 999, 703	4, 268, 011, 045	15, 333, 850, 110
第3期	1, 757, 778, 230	1, 029, 242, 104	16, 062, 386, 236
第4期	69, 198, 435	2, 005, 441, 861	14, 126, 142, 810
第5期	30, 331, 926	2, 826, 320, 536	11, 330, 154, 200
第6期	418, 588, 968	1, 338, 391, 182	10, 410, 351, 986
第7期	33, 261, 103	377, 068, 558	10, 066, 544, 531
第8期	4, 628, 126	1, 166, 515, 258	8, 904, 657, 399
第9期	126, 022, 825	575, 139, 869	8, 455, 540, 355
第10期	201, 391, 233	563, 810, 878	8, 093, 120, 710
第11期	180, 032, 016	1, 806, 673, 898	6, 466, 478, 828
第12期	24, 784, 987	260, 772, 220	6, 230, 491, 595
第13期	13, 891, 362	629, 473, 708	5, 614, 909, 249
第14期	1, 155, 200	245, 847, 702	5, 370, 216, 747
第15期	1, 856, 864	96, 341, 853	5, 275, 731, 758
第16期	377, 178	86, 110, 966	5, 189, 997, 970

(参考情報)

「ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)	
投資信託受益証券		4, 686, 661, 048	99.82	
	内 日本	4, 686, 661, 048	99.82	
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)		8, 594, 607	0.18	
純資産総額		4, 695, 255, 655	100.00	

⁽注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iシェアーズ・コア 日本 国債 ETF	日本	投資信託 受益証券	2, 008, 856	2, 332. 0000	4, 684, 652, 192	2, 333. 0000	4, 686, 661, 048	99. 82

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

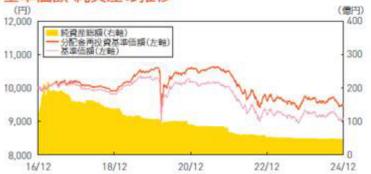
種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99. 82

⁽注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

- ② 投資不動産物件 該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

運用実績 2024年12月末現在

基準価額・純資産の推移



- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等に ついては、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

設定来累計		460円
第12期	2022年12月	0円
第13期	2023年6月	0円
第14期	2023年12月	0円
第15期	2024年6月	0円
第16期	2024年12月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

資産構成比率(%)

資産名	比率
組入れ債券ETF	99.8
現金等	0.2
合計	100.0

組入れ債券ETFの組入比率(%)

	銘柄名	資産名	比率
iシェアーズ・コア	日本国債 ETF	日本国債	99.8

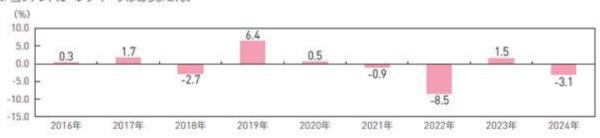
格付別配分比率(現金等除く)(%)



- ※ S&Pの格付けを使用しております。
- ※ 比率は対鈍資産総額、マザーファンドベース。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

- ※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
- ※ 2016年は設定日(12月28日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。 ※ 2024年は年初から12月末までのファンドの収益率を表示しています。
- ※ 当ファンドにベンチマークはありません。



- ※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
- ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

原則として、購入の受付は、申込期間中の午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www. blackrock. com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再 投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10% (税抜1.00%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

② 「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に以下の単位をもって換金の申込をすることができます。なお、販売会社によって下記と異なる換金単位を別に定める場合があります。また、取り扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

原則として、換金の申込の受付は、午後3時30分までとなっております。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日の取扱いとします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金単位

1口以上1口単位または1円以上1円単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金の価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を 差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。 ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。 換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「BEST年2」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券:原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

投資信託証券:金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終

相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価

格(原則として、計算目に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

国内債券 : 原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀

行等の提示する金額(売気配相場を除く。) または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号: 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、2016年12月28日から2026年12月15日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は6月16日から12月15日および12月16日から翌年6月15日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

- ① ファンドの償還条件等
 - a. 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は換金により、ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意の うえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようと する旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. c. の書面決議において、投資者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ~ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ~ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i. h. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 b.」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、 その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができま す。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定に したがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを 償還させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、a. の事項(a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. b. の書面決議において、投資者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f. b. ~ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. a. ~ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a. \sim f. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知れている受益者にお届けいたします。

- ④ 関係法人との契約の更改等に関する手続き
 - a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の 意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
 - b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑤ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4 【受益者の権利等】

ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が 受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<自動けいぞく投資コース>

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託 会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づ き作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2024年6月18日から2024年12月16日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。 なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)の2024年6月18日から2024年12月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)の2024年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第15期 (2024年 6 月17日現在)	第16期 (2024年12月16日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4, 859, 648, 538	4, 707, 371, 802
未収入金	285, 027	_
流動資産合計	4, 859, 933, 565	4, 707, 371, 802
資産合計	4, 859, 933, 565	4, 707, 371, 802
負債の部		
流動負債		
未払解約金	285, 027	_
未払受託者報酬	683, 109	659, 778
未払委託者報酬	6, 694, 740	6, 466, 112
その他未払費用	1, 267, 112	1, 278, 992
流動負債合計	8, 929, 988	8, 404, 882
負債合計	8, 929, 988	8, 404, 882
純資産の部		
元本等		
元本	5, 275, 731, 758	5, 189, 997, 970
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 424, 728, 181$	$\triangle 491,031,050$
(分配準備積立金)	442, 467, 681	466, 210, 090
元本等合計	4, 851, 003, 577	4, 698, 966, 920
純資産合計	4, 851, 003, 577	4, 698, 966, 920
負債純資産合計	4, 859, 933, 565	4, 707, 371, 802

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第15期 (自 2023年12月16日 至 2024年6月17日)	第16期 (自 2024年6月18日 至 2024年12月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	$\triangle 39,051,128$	$\triangle 65, 599, 837$
営業収益合計	△39, 051, 128	△65, 599, 837
営業費用		
受託者報酬	683, 109	659, 778
委託者報酬	6, 694, 740	6, 466, 112
その他費用	1, 267, 112	1, 278, 992
営業費用合計	8, 644, 961	8, 404, 882
営業利益又は営業損失 (△)	△47, 696, 089	△74, 004, 719
経常利益又は経常損失 (△)	△47, 696, 089	△74, 004, 719
当期純利益又は当期純損失 (△)	△47, 696, 089	△74, 004, 719
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△670, 887	△800, 462
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 384, 467, 446$	△424, 728, 181
剰余金増加額又は欠損金減少額	6, 897, 263	6, 932, 355
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	6, 897, 263	6, 932, 355
剰余金減少額又は欠損金増加額	132, 796	30, 967
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	132, 796	30, 967
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△424, 728, 181	△491, 031, 050

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日であったため、2024年6月18日から2024年12月16日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		ı		ı	
在日		第15期		第16期	
	項目	(2024年6月17日現在)		(2024年12月16日現在)	
1	当該計算期間の末日における		5, 275, 731, 758 □	5, 189, 997, 970 □	
	受益権総数		5, 215, 151, 156 H	3, 109, 991, 910 🗆	
2	投資信託財産の計算に関する規則	元本の欠損		元本の欠損	
	第55条の6第10号に規定する額		424, 728, 181円	491, 031, 050円	
3	1口当たり純資産額		0.9195円	0.9054円	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		公 1.5 世	竺10 世
		第15期	第16期
	項目	(自 2023年12月16日	(自 2024年6月18日
		至 2024年6月17日)	至 2024年12月16日)
1	資産運用の権限を再委託	1 550 F00 H	1 400 510 11
	する場合の当該委託費用	1, 556, 789円	1, 499, 512円
2	分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の	当計算期末における、費用控除後の
		配当等収益 (68,940,831円) 、費用	配当等収益(30,963,981円)、費用
		控除及び繰越欠損金補填後の有価証	控除及び繰越欠損金補填後の有価証
		券売買等損益(0円)、収益調整金	券売買等損益(0円)、収益調整金
		(有価証券売買等損益相当額) (0	(有価証券売買等損益相当額) (0
		円)、収益調整金(その他収益調整	円)、収益調整金(その他収益調整
		金) (51,017,419円) 、分配準備積	金) (50,220,138円)、分配準備積
		立金(373,526,850円)により、分	立金(435,246,109円)により、分
		配対象収益は493,485,100円となり	配対象収益は516,430,228円となり
		ましたが、委託会社が基準価額水	ましたが、委託会社が基準価額水
		準・市況動向等を勘案し、当期は分	準・市況動向等を勘案し、当期は分
		配を見合わせました。	配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

- I 金融商品の状況に関する事項
- 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock、Inc. ORQA Counterparty & Concentration Riskチーム と共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の<math>BlackRock, Inc. ORQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	第15期 (2024年6月17日現在)		第16期 (2024年12月16日現在)
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1	貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2	時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」 に記載しております。 (2)上記以外の金融商品(コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。	2	時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)上記以外の金融商品(コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務) 同左
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前提条件等によっ た場合、当該価額が異なることもあります。	3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明同左
4	金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であ ります。	4	金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第15期 (2024年6月17日現在)	第16期 (2024年12月16日現在)
期首元本額	5, 370, 216, 747円	5, 275, 731, 758円
期中追加設定元本額	1,856,864円	377, 178円
期中一部解約元本額	96, 341, 853円	86, 110, 966円

2 有価証券関係

第15期(2024年6月17日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△38, 459, 714
合計	△38, 459, 714

第16期(2024年12月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△64, 882, 899
슴콹	△64, 882, 899

3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ボンドETFセレクト・マザーファン ド (為替ヘッジあり)	4, 841, 978, 814	4, 707, 371, 802	
親投資信託受益証券	合計		4, 707, 371, 802	
合計			4, 707, 371, 802	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2024年12月16日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)」の状況

(1) 貸借対照表

151日	(2024年12月16日現在)		
項目	金額(円)		
資産の部			
流動資産			
金銭信託	22, 717, 944		
投資信託受益証券	4, 684, 652, 192		
流動資産合計	4, 707, 370, 136		
資産合計	4, 707, 370, 136		
負債の部			
流動負債			
流動負債合計	-		
負債合計	_		
純資産の部			
元本等			
元本	4, 841, 978, 814		
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)	△134, 608, 678		
元本等合計	4, 707, 370, 136		
純資産合計	4, 707, 370, 136		
負債純資産合計	4, 707, 370, 136		

⁽注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(基準価額を含む)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠 実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認 めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算して おります。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、 通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同 規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2024年12月16日現在)
1	当該計算日における受益権総数	4, 841, 978, 814 □
2	投資信託財産の計算に関する規則	元本の欠損
	第55条の6第10号に規定する額	134, 608, 678円
3	1口当たり純資産額	0. 9722円

(金融商品に関する注記)

- I 金融商品の状況に関する事項
- 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建資産の時価総額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. ORQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. ORQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

(2024年12月16日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

(1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) 上記以外の金融商品 (コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

Ⅲ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2024年12月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	4, 930, 649, 897円
同計算期間中の追加設定元本額	351, 579円
同計算期間中の一部解約元本額	89, 022, 662円
同計算期間末日の元本額※	4,841,978,814円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)	4,841,978,814円
合計	4,841,978,814円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

tt. Vr	(2024年12月16日現在)
種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△72, 455, 189
合計	\triangle 72, 455, 189

- (注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載して おります。
- 3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式 該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	2, 008, 856	4, 684, 652, 192	
投資信託受益証券 合	計		4, 684, 652, 192	
合計			4, 684, 652, 192	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2024年12月末現在)

「ブラックロック・BEST(為替ヘッジあり/年2回決算型)」

I	資産総額	4, 695, 229, 491円
II	負債総額	632, 487円
Ш	純資産総額(I-Ⅱ)	4, 694, 597, 004円
IV	発行済数量	5, 183, 737, 149 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.9056円

(参考情報)

「ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)」

I	資産総額	4, 695, 255, 655円
П	負債総額	0円
Ш	純資産総額(I – II)	4, 695, 255, 655円
IV	発行済数量	4, 827, 503, 076 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.9726円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に 係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき またはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金 3,120百万円

② 発行する株式の総数 36,000株

③ 発行済株式の総数 15,000株

④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、 会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年12月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数 (本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	197	13, 237, 422
単位型株式投資信託	72	493, 450
合計	269	13, 730, 872

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ

 東京事務所

 指定有限責任社員業務執行社員
 公認会計士 山 田 信 之

 指定有限責任社員業務執行社員
 公認会計士 水 野 龍 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(1)【貨借对照衣】		第36期	(単位:百万円 <u>)</u> 第37期
		第30期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18, 002	19, 222
立替金		50	42
前払費用		260	153
未収入金	※ 2	2	2
未収委託者報酬		1, 751	2, 178
未収運用受託報酬		2,880	2, 712
未収収益	※ 2	570	1,839
為替予約		_	1
その他流動資産		_	_
流動資産計		23, 520	26, 153
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	744	500
器具備品	※ 1	553	432
有形固定資産計		1, 297	932
無形固定資産			
ソフトウエア		12	12
無形固定資産計		12	12
投資その他の資産			
投資有価証券		39	22
長期差入保証金		1, 125	812
前払年金費用		1,084	1, 142
長期前払費用		9	6
繰延税金資産		898	732
投資その他の資産計		3, 156	2,717
固定資産計		4, 465	3, 662
資産合計		27, 986	29, 815

			(単位:百万円)
		第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
負債の部		(2022 12/4 01 76/11/	(2020 12/101/1/2021
流動負債			
預り金		143	144
未払金	※ 2		
未払収益分配金		4	5
未払償還金		70	70
未払手数料		421	432
その他未払金		1, 995	69
未払費用	※ 2	626	945
未払消費税等		172	192
未払法人税等		384	1, 472
為替予約		4	-
前受金		276	254
賞与引当金		1,778	1, 902
役員賞与引当金		149	146
早期退職慰労引当金		326	176
流動負債計		6, 355	5, 814
固定負債			
退職給付引当金		92	101
資産除去債務		961	963
固定負債計		1,053	1,064
負債合計		7, 409	6, 879
純資産の部			
株主資本			
資本金		3, 120	3, 120
資本剰余金			
資本準備金		3, 001	3,001
その他資本剰余金		3, 846	3, 846
資本剰余金合計		6, 847	6, 847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		10, 276	12, 632
利益剰余金合計		10, 612	12, 968
株主資本合計		20, 580	22, 936
評価・換算差額等		·	<u> </u>
その他有価証券評価差額金		$\triangle 3$	$\triangle 0$
評価・換算差額等合計			△0
純資産合計		20, 576	22, 936
		, -, -	,

		第36期	(単位:百万円 第37期
		(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	(自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6, 484	6, 885
運用受託報酬	※ 1	8, 687	8, 621
その他営業収益	※ 1	16, 110	18, 148
営業収益計		31, 281	33, 655
営業費用			
支払手数料		1, 551	1, 597
広告宣伝費		188	152
調査費			
調査費		360	357
委託調査費	※ 1	4, 677	4,651
調査費計		5, 037	5, 009
委託計算費		106	11'
営業雑経費			
通信費		86	88
印刷費		87	8'
諸会費		47	4
営業雑経費計		222	220
営業費用計		7, 106	7, 09
一般管理費		,	,
給料			
役員報酬		915	694
給料・手当		5, 934	5, 87
賞与		2, 360	2, 56
給料計		9, 209	9, 133
退職給付費用		463	489
福利厚生費		1, 109	1, 18
事務委託費	※ 1	3, 699	4, 565
交際費		34	69
寄付金		1	-
旅費交通費		123	193
租税公課		285	294
不動産賃借料		901	904
水道光熱費		76	82
固定資産減価償却費		441	473
資産除去債務利息費用		0	:
事務過誤取引損		3	
諸経費		431	484
一般管理費計		16, 782	17, 878
営業利益		7, 392	8, 678

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業外収益		
為替差益	53	_
その他	3	0
営業外収益計	57	0
営業外費用		
有価証券売却損	2	0
為替差損	-	16
固定資産除却損	-	4
その他	0	0
営業外費用計	2	23
経常利益	7, 448	8, 656
特別利益	<u> </u>	
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	362	203
特別損失計	362	203
税引前当期純利益	7, 085	8, 453
法人税、住民税及び事業税	2, 485	2, 633
法人税等調整額		163
当期純利益	4, 605	5, 656

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

					株主資本				評価・換	算差額等	
		資本剰余金		利益剰余金							
	資本金	金 資本	その他 資本	資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	剰余金	合計		繰越利益 剰余金					
2022年1月1日残高	3, 120	3,001	3,846	6, 847	336	9, 470	9, 807	19, 775	3	3	19, 778
当期変動額											
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800			△3,800
当期純利益						4, 605	4, 605	4, 605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									△7	△7	△7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	△7	△7	798
2022年12月31日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	10, 276	10, 612	20, 580	△3	△3	20, 576

第37期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

					株主資本				評価・換	算差額等	
		Ž	資本剰余金	È		利益剰余金	È				
		資本			利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計	1 41	評価差額金	216/1/11				
2023年1月1日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	10, 276	10, 612	20, 580	△3	△3	20, 576
当期変動額											
剰余金の配当						△3, 300	△3, 300	△3, 300			△3, 300
当期純利益						5, 656	5, 656	5, 656			5, 656
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2, 356	2, 356	2, 356	3	3	2, 359
2023年12月31日残高	3, 120	3,001	3, 846	6, 847	336	12, 632	12, 968	22, 936	△0	△0	22, 936

注記事項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、 移動平均法により算定) を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6~18年、器具備品3~15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金の計上方法
 - ① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証している ため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度 (DC) による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用 受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における 主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであり ます。

委託者報酬:当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬 は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり 収益認識しております。

運用受託報酬:当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益:当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬:成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまた はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払わ れることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(グループ通算制度の適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
建物附属設備	2,488 百万円	2,737 百万円
器具備品	1,662 百万円	1,482 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
未収収益	186 百万円	302 百万円
その他未払金	1,982 百万円	53 百万円
未払費用	55 百万円	52 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

20,000,000,000,000,000				
	前事業年度	当事業年度		
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)		
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000 百万円	3,500 百万円		
借入実行残高	_	_		
差引額	1,000 百万円	3,500 百万円		

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日	(自 2023年 1月 1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
運用受託報酬	224 百万円	282 百万円
その他営業収益	6,692 百万円	6,983 百万円
委託調査費	1,869 百万円	1,196 百万円
事務委託費	1,351 百万円	1,619 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15, 000		_	15, 000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3, 800	253, 333	2021年12月31日	2022年3月31日

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 増加		減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15, 000	_	_	15, 000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3, 300	220, 000	2022年12月31日	2023年3月31日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日 (自 2023年 1月 至 2022年12月31日) 至 2023年12月	
1年以内	726 百万円	522 百万円
1年超	1,938 百万円	1,413 百万円
合計	2,665 百万円	1,936 百万円

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1, 125	1, 077	△47

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	18,002	_	_	_
(2) 未収委託者報酬	1, 751	_	_	_
(3) 未収運用受託報酬	2,880	_	_	_
(4) 未収収益	570	_	_	_
合計	23, 206	_	_	_

当事業年度(2023年12月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	19, 222	_	_	_
(2) 未収委託者報酬	2, 178	_	_	_
(3) 未収運用受託報酬	2,712	_	_	_
(4) 未収収益	1,839	_	_	_
合計	25, 953	_	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位:百万円)

				(TIX : D/313)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	1, 077	_	1, 077

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(十四・ログロ)
	前事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△78
退職給付の支払額	△116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2, 803

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(平位・日/月11)
	前事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3, 606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	3, 368

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	(十匹・ログロ)
	前事業年度
	(2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	△3, 368
	△657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	△565
未認識数理計算上の差異	△455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
退職給付引当金	92
前払年金費用	△1, 084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
	,

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	(手匹・ログ11)
	前事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	$\triangle 3$
数理計算上の差異の費用処理額	△27
過去勤務費用の処理額	$\triangle 3$
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

⁽注)特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

前事業年	
	(2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度
	(自 2022年 1月 1日
	至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(平歴:日29137
	当事業年度
	(自 2023年 1月 1日
	至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	_
退職給付債務の期末残高	2, 834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	(12:7717)
	当事業年度
	(自 2023年 1月 1日
	至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3, 368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3, 500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	(十四: 日/313/
	当事業年度
	(2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2, 733
年金資産	△3, 500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1, 142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	(単位・日刀口)
	当事業年度
	(自 2023年 1月 1日
	至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

⁽注)特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度
	(2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度
	(自 2023年 1月 1日
	至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2. 9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	140	192
賞与引当金	544	582
資産除去債務	294	295
未払事業税	83	89
早期退職慰労引当金	99	54
退職給付引当金	28	30
有形固定資産	0	-
その他	121	0
繰延税金資産合計	1, 312	1, 244
繰延税金負債		
退職給付引当金	△331	△349
資産除去債務に対応する除去費用	△82	$\triangle 44$
その他	-	△117
繰延税金負債合計	△414	△512
繰延税金資産の純額	898	732

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
固定資産-繰延税金資産	898	732

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2022年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3. 9	2.5
その他	0.4	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0 %	33.0 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日	(自 2023年 1月 1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
期首残高	784	961
見積りの変更による増加額	176	_
時の経過による調整額	0	2
期末残高	961	963

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年 1月 1日	(自 2023年 1月 1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円	6,885 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円	8,526 百万円
成功報酬 (注)	1,042 百万円	95 百万円
その他営業収益	16,110 百万円	18,148 百万円
合計	31,281 百万円	33,655 百万円

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6, 484	8, 687	16, 110	31, 281

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
14, 721	13, 745	2, 813	31, 281

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	6, 917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4, 287	投資運用業

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6, 885	8, 621	18, 148	33, 655

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
15, 053	14, 702	3, 899	33, 655

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	7, 266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5, 097	投資運用業

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

(1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
							運用受託報酬	224	未収収益	186
親会社			73 百万	投資	投資 顧問業 (被所有) 間接 100	投資顧問 契約の	受入手数料	6, 692	不収収皿	100
枕云江	ァイナンシャル・マ ネジメント・インク	ヨーク州	米ドル	顧問業		再委任等	委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1, 351	木 払賃用	55
親会社	ブラックロック・ジ ャパン・ホールディ ングス合同会社		1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1, 982	その他未払金	1, 982

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					投資 顧問業 (被所有) 間接 100	が 投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302 52
親会社	ブラックロック・フ ァイナンシャル・マ		1, 190	百万 投資 前門業			受入手数料	6, 983		
机云仁	ネジメント・インク	ヨーク州	米ドル				委託調査費	1, 196		
							事務委託費	1,619	水 444 年	52
親会社	ブラックロック・ジ ャパン・ホールディ ングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 該当事項はありません。

> 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 該当事項はありません。

(3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の	ブラックロッ	米国				投資顧問	受入手数料	4, 287		
親会社を	ク・ファンド・	カリフォル	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	契約の	委託調査費	35	未収収益	180
持つ会社	アドバイザーズ	ニア州	714 1 7	/IBATI-17/C		再委任等	事務委託費	12		

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の	ブラックロッ	米国				投資顧問	受入手数料	5, 097		
親会社を	ク・ファンド・	カリフォル	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	契約の	委託調査費	11	未収収益	886
持つ会社	つ会社 アドバイザーズ ニア州 米ドル	4214		再委任等	事務委託費	24				

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
 - (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
 - (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ホールドコ・2・インク(非上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク (非上場)

ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)

ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド (非上場)

ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド(非上場)

ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル (非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度			
項目	(自 2022年 1月 1日	(自 2023年 1月 1日			
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)			
1株当たり純資産額	1,371,780 円 88 銭	1,529,103 円 11 銭			
1株当たり当期純利益金額	307,029 円 07 銭	377,073 円 92 銭			

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度		
項目	(自 2022年 1月 1日	(自 2023年 1月 1日		
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)		
当期純利益 (百万円)	4, 605	5, 656		
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4, 605	5, 656		
普通株式の期中平均株式数 (株)	15, 000	15, 000		

【中間財務諸表】

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自2024年1月1日 至2024年6月30日)の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表 が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表		
		(単位:百万円)
		中間会計期間末 (2024年6月30日)
	<u> </u>	
流動資産		
現金・預金	※ 2	14, 977
立替金		52
前払費用		80
未収入金		3
未収委託者報酬		2, 380
未収運用受託報酬		2, 398
未収収益		2, 374
流動資産計		22, 266
固定資産		_
有形固定資産		
建物附属設備	※ 1	430
器具備品	% 1	380
有形固定資産計		811
無形固定資産		
ソフトウエア		10
無形固定資産計		10
投資その他の資産		
投資有価証券		2
長期差入保証金		810
前払年金費用		1, 193
長期前払費用		8
繰延税金資産		487
投資その他の資産計		2, 502
固定資産計		3, 323
資産合計		25, 590

(単位:百万円) 中間会計期間末

	(2024年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	130
未払金	
未払収益分配金	5
未払償還金	70
未払手数料	479
その他未払金	90
未払費用	1,000
未払消費税等	324
未払法人税等	1,663
前受金	355
賞与引当金	1, 045
役員賞与引当金	82
早期退職慰労引当金	50
為替予約	2
流動負債計	5, 301
固定負債	
退職給付引当金	102
資産除去債務	964
固定負債計	1,066
負債合計	6, 368
純資産の部	
株主資本	
資本金	3, 120
資本剰余金	
資本準備金	3, 001
その他資本剰余金	3, 846
資本剰余金合計	6, 847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8, 917
利益剰余金合計	9, 254
株主資本合計	19, 222
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	19, 222
負債・純資産合計	25, 590
	

		(単位:百万円)
		中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4, 002
運用受託報酬		5, 309
その他営業収益		9, 230
営業収益計		18, 542
営業費用		
支払手数料		940
広告宣伝費		67
調査費		
調査費		178
委託調査費		2, 893
調査費計		3, 072
委託計算費		70
営業雑経費		
通信費		56
印刷費		36
諸会費		21
営業雑経費計		113
営業費用計		4, 265
一般管理費		
給料		
役員報酬		338
給料・手当		2, 885
賞与		1, 548
給料計	_	4, 772
退職給付費用		215
福利厚生費		578
事務委託費		2, 393
交際費		25
旅費交通費		94
租税公課		156
不動産賃借料		408
水道光熱費		33
固定資産減価償却費	※ 1	165
資産除去債務利息費用		0
諸経費		93
一般管理費計		8, 938
営業利益	_	5, 339

(単位:百万円) 中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日) 営業外収益 受取配当金 0 受取利息 0 有価証券売却益 1 為替差益 177 雑益 0 営業外収益計 179 営業外費用 支払利息 0 固定資産除却損 0 雑損 0 営業外費用計 0 5, 518 経常利益 特別利益 特別利益計 特別損失 特別退職金 15 特別損失計 15 税引前中間純利益 5, 502 法人税、住民税及び事業税 1,571

法人税等調整額

中間純利益

245

3,685

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位<u>:百万円)</u>

	株主資本								評価・換算差額等		
	資本金	ž	資本剰余金	È		利益剰余金	奁		その他		lake West State
		資本	その他 資本	資本 剰余金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	有価証券評価	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	剰余金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計	U #1	差額金		
当期首残高	3, 120	3,001	3, 846	6, 847	336	12, 632	12, 968	22, 936	△0	△0	22, 936
当中間期変動額											
剰余金の配当						△7, 400	△7, 400	△7, 400			△7, 400
中間純利益						3, 685	3, 685	3, 685			3, 685
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									0	0	0
当中間期変動額合計	ı		1	ı	-	△3,714	△3, 714	△3,714	0	0	△3,714
当中間期末残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	8, 917	9, 254	19, 222	0	0	19, 222

注記事項

(重要な会計方針)

項目	中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	全の他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しておりま す。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6~18年、器具備品3~15年であり ます。 (2) 無形固定資産
	自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退 職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当 該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しておりま す。 ② 確定拠出年金制度
	確定拠出年金制度(DC)については拠出額を費用計上しております。 ③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支
	払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により 引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を それぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除すること としております。
	(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担 額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額 を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への 換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業 収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含ま れる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な 事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時 点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬:当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬:当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき 運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象 顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算 され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益:当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬:成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間2024年6月30日

※1 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 2,809百万円 器具備品 1,471百万円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 2 行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメ

ントの総額

3,500百万円

借入実行残高

差引額

3,500百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

※1 減価償却実施額

有形固定資產 163百万円 無形固定資產 2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	1	1		
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15, 000	_	_	15, 000
合計	15, 000	_	_	15, 000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7, 400	493, 333	2023年12月31日	2024年3月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 737百万円

1年超1,045百万円合計1,782百万円

(金融商品関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は 流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	一門英田四州四大阪	ПШ	工 联
長期差入保証金	810	784	$\triangle 25$

(注1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未 払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	_	784	-	784

⁽注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高963百万円有形固定資産の取得に伴う増加額- 百万円時の経過による調整額0 百万円中間会計期間末残高964百万円

(収益認識関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

委託者報酬4,002百万円運用受託報酬4,851百万円成功報酬 (注)458百万円その他営業収益9,230百万円合計18,542百万円

- (注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	4, 002	5, 309	9, 230	18, 542

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
9, 071	7, 343	2, 128	18, 542

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	3, 362	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	2, 984	投資運用業

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日

1株当たり純資産額

1,281,486円71銭

1株当たり中間純利益

245,704円10銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

損益計算書上の中間純利益

3,685百万円

1株当たり中間純利益の算定に

3,685百万円

用いられた普通株式に係る中間純利益

15,000株

期中平均株式数

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資
	顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更(「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定
	款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会
	社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いまし
	た。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更お
	よび資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いまし
	た。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託

ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託 ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)

- 運用の基本方針 -

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、円ベースでの安定的なインカム収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)の受益証券(以下「親投資信託」といいます。)を主要投資対象とします。

(2)投資熊度

- ① 親投資信託の受益証券を通じて、先進国(日本を含む)の投資適格債券市場に投資を行ないます。投資にあたって、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)を活用します。
- ② 親投資信託の受益証券を通じて投資するETFは、当該ETFが組み入れる債券の最終利回り、収益の源泉、クレジット・リスクおよび金利リスクならびに為替ヘッジ・コスト、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託者が選定し、また各ETFへの、投資割合を決定します。
- ③ 委託者の判断により、親投資信託の受益証券を通じて、円建ての債券のみに投資する場合があります。
- ④ 実質外貨建資産ついては、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします
- ⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に ETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 投資信託証券(親投資信託および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託 財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時(原則として6月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日)に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ブラックロック・BEST (為替ヘッジあり/年2回決算型)

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、野村信託銀 行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない 場合に行なうものとします。

「信託の目的および金額」

第2条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを 引き受けます。

[信託の限度額]

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

「信託期間]

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成38年12月15日までとします。
 - ② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

「受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

「当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、 第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

- 第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,000億口を上限に、追加信託 によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均 等に分割します。
 - ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

「追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を 乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に 規定する借入有価証券を除きます。)を原則として法令および一般社団法人投資信託協会規則にし たがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」 といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産(外国通貨 表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同 じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によっ て計算します。
- ③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
 - なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の申込単位および申込価額]

- 第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。ただし、第45条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該取得申込の金額(以下「当該取得申込総額」といいます。)に応じ第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額(ただし、信託契約締結日前の取得申込の場合には、1口につき1円とします。)の1.00%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって 取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)の規定に基づいて収益分配金を 再投資する場合の申込価額は、原則として第40条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得 申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

「投資の対象とする資産の種類」

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権(1. および4. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - 4. 約束手形

「運用の指図範囲等】

第16条 委託者(第19条第1項に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第20条から第24 条、第26条から第29条、第31条および第35条から第37条までについて同じ。)は、信託金を、主と してブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結されたボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第 1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親 投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図 をしません。
- ⑥ 前項において親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託および次の各号に掲げるものを除きます。 以下本項および次項において同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の 時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を 超えることとなる投資の指図をしません。
 - 1. 取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。) に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能(市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)なもの
 - 2. 外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。)または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能(市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)なもの
- ⑧ 前項において親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「利害関係人等との取引等]

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託 者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者 の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼 営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を いいます。以下本項、次項および第32条において同じ。)、第32条第1項に定める信託業務の委託 先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投 資等ならびに第21条から第24条、第27条から第29条、第31条および第35条から第37条に掲げる取引 その他これらに類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合 には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第

31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第27条から第29条、第31条および第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

「運用の権限委託]

第19条 委託者は、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲: ETF等への投資にかかる運用の指図の一部

商 号:ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.

エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所 在 地:米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

商 号:ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド

(BlackRock Asset Management North Asia Limited)

所 在 地:中華人民共和国 香港

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等に、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図範囲]

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を することができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しによ り行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 レルキオ
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部 を決済するための指図をするものとします。

「先物取引等の運用指図]

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

「スワップ取引の運用指図および範囲」

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する ものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な ものについてはこの限りではありません。
 - ③ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[デリバティブ取引等に係る投資制限]

第25条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

[信用リスク集中回避のための投資制限]

第26条 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

「有価証券の貸付の指図および範囲」

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をする ことができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指 図を行なうものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

「特別の場合の外貨建有価証券への投資制限」

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「外国為替予約の指図および範囲」

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

[信託業務の委託等]

- 第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行な う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者(第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。)のみの指図により信託 財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理するこ

とがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有 価証券の売却等の指図ができます。

「再投資の指図〕

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券 に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入 金を再投資することの指図ができます。

「資金の借入れ]

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者 の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど個別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

- 第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月16日から12月15日および12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年6月15日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日

より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

「信託財産に関する報告等]

- 第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に 提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

[信託事務の諸費用]

- 第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下本条第2項の費用を含めて「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用(以下「諸費用」といいます。)および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および届出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 - 6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の総額]

- 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の27の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第44条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信 託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を 売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分 配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

- 第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業 日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売 会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により 増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金(第48条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下 同じ。)は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該 受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売 会社の営業所等において行なうものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

- 第46条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日および第45条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

「収益分配金および償還金の時効」

第47条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求 しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第3項に規定する支払開始日から10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に 帰属します。

「信託の一部解約〕

- 第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をする ことができます。
 - ② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の 一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。
 - ⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会 社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

- 第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定

- め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもって これらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

「委託者の登録取消等に伴う取扱い」

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社 に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当 該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

- 第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

「受託者の辞任および解任に伴う取扱い」

- 第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、 併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、 あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれ らの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

「反対受益者の受益権買取請求の不適用」

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[運用報告書に記載すべき事項の提供]

- 第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、 運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合にお いて、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを 交付するものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年12月28日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 野村信託銀行株式会社

付表

- 1. 約款第 12 条第 3 項および第 48 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休場日
 - ・ ロンドンの銀行の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休場日

親投資信託

ボンドETFセレクト・マザーファンド (為替ヘッジあり)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

親投資信託 ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)

- 運用の基本方針 -

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、円ベースでの安定的なインカム収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

先進国(日本を含む)の投資適格債券に投資するブラックロック・グループが運用する上場投資 信託証券を投資対象とします。なお、円建ての債券に投資する場合があります。

(2)投資態度

- ① 先進国(日本を含む)の投資適格債券市場に投資を行うブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)に投資します。
- ② 投資対象とするETFは、当該ETFが組み入れる債券の最終利回り、収益の源泉、クレジット・リスクおよび金利リスクならびに為替ヘッジ・コスト、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託者が選定し、投資割合を決定します。
- ③ 委託者の判断により、円建ての債券のみに投資する場合があります。
- ④ 外貨建資産ついては、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)にETF 等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額 の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 投資信託証券(上場証券投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

親投資信託 ボンドETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合 に行なうものとします。

「信託の目的および金額」

第2条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

「信託金の限度額」

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行 なわれます。

[受益者]

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブラックロック・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

「受益権の分割および再分割」

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については4,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

「追加信託金の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出]

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない 旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、 無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

- 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
 - ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権(1. および4. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - 4. 約束手形

「運用の指図範囲等】

- 第13条 委託者(第16条第1項に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第17条から第21条、第23条から第26条、第28条、第32条および第33条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
 - ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める ときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超 えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(次の各号に掲げるものを除きます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 1. 取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。)に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能(市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)なもの
 - 2. 外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。)または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能(市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)なもの

「利害関係人等との取引等】

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第21条、第24条から第26条、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第21条、第24条から第26条、第28条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の 通知は行ないません。

[運用の基本方針]

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

「運用の権限委託

第16条 委託者は、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲: ETF等にかかる運用指図の一部

商 号:ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所 在 地:米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

商 号:ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド (BlackRock Asset Management North Asia Limited)

所 在 地:中華人民共和国 香港

- ② 前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を収受しません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の 違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等に、 その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止また はその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

- 第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目 論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指 図することができるものとします。

「信用取引の指図範囲】

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をする ことができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なう ことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

「先物取引等の運用指図】

- 第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するた

- め、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

「スワップ取引の運用指図および範囲」

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲]

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[デリバティブ取引等に係る投資制限]

第22条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「信用リスク集中回避のための投資制限」

第23条 委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすること ができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

「公社債の空売りの指図および範囲」

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公 社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託 財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることが できるものとします。
 - ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

「公社債の借入れの指図および範囲」

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行なうにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なう ものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を 委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者(第16条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

「信託財産の登記等および記載等の留保等」

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の 記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。 ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

「再投資の指図〕

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[損益の帰属]

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申 出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど個別にこれを 定めます。

[信託の計算期間]

- 第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月16日から翌年12月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年12月15日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

[信託財産に関する報告等]

- 第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出 します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に 提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

[信託事務の諸費用]

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

「信託報酬

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

[利益の留保]

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

「追加信託金および一部解約金の計理処理]

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあって は追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

[信託の一部解約]

第42条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

[信託契約の解約]

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に

届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることと なる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該 決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項 を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

「償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責」

- 第44条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で 除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

「償還金の支払い時期〕

第45条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

- 第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたが います。

「委託者の登録取消等に伴う取扱い」

- 第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、 この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項に規定する書面決議が否決となる場合を除き、 当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

- 第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関

する事業を承継させることがあります。

「受託者の辞任および解任に伴う取扱い」

- 第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

「信託約款の変更等】

- 第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するとき の当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応 じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該 併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投 資信託との併合を行なうことはできません。

「反対受益者の受益権買取請求の不適用」

第51条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付]

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

[公告]

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

「運用報告書の交付」

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

「信託約款に関する疑義の取扱い」

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第21条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 第21条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年12月28日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 野村信託銀行株式会社